

学校・地域コーディネーター マニュアル



＜令和5年度版＞

令和5年6月

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

目次

【第1部】（理論編）

1. これからの学校と地域の連携・協働のあり方 2
2. 学校・地域コーディネーターとは…? 3
3. 学校・地域コーディネーター活動の流れ 4
4. 地域学校協働活動のいろいろ 5
5. 地域学校協働活動が実施されると… 6
6. 活動の際の留意点 7
7. 地域学校協働本部について 8
8. 地域学校協働活動推進員について 9

【第2部】（実務編）

1. 個人情報の取扱いについて 12
2. 活動経費について 13
3. ボランティアに関する制度について 14
4. 用語について 16
5. Q&A（よくある質問） 18
6. 参考 19

1 これからの地域と学校の連携・協働のあり方

(1) 「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

- 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育みます。
- 学校、家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを反映させます。
- 地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていきます。

(2) 「支援」から「連携・協働」へ

- 「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望をもった「連携・協働」に向かうことを目指します。

「連携」：活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かします。

「協働」：共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指します。

(3) 「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- 活動ごとの担当にとどまらず、より広い視野で地域における学校との協働体制をつくっていきます。
- 多様な活動の違いを超えて、総合的な運営を進めていきます。
- 地域の人的なネットワークが広がることにより、連携・協働体制が手厚くなります。



横浜市においては、横浜の教育が目指す人づくり
「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現
するために、地域と学校の連携・協働体制を整備し、
「地域学校協働活動」を推進していきます。

「地域学校協働活動」とは・・・

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動です。

◎地域の方々、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行っています。

2 学校・地域コーディネーターとは…？

例えば、こんな声が聞こえます。

<学校から>

- 子どもたちにキャリア教育をしたいが、地域で知識や経験をもつ人はいないだろうか。
- 地域の人たちにボランティアを頼みたいが、誰に頼めばいいのだろう。

<地域住民から>

- 特技や経験を活かしたいのに、活かす場がない。
- 子どもたちのために、何かできることがしたい、役に立ちたい。
- ボランティアをしてみたい。

でも、どうしたらいいの？！

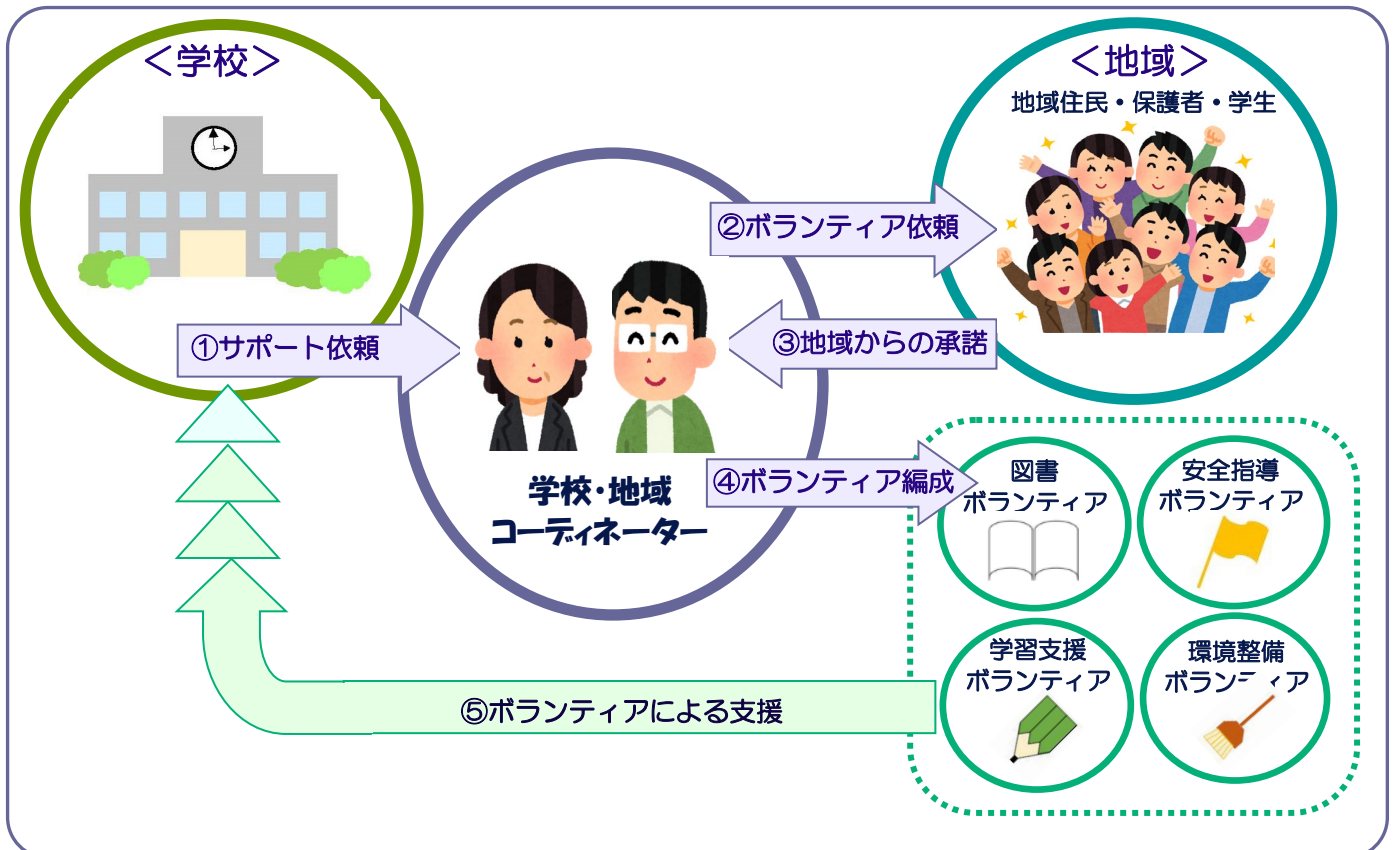
そこで、学校・地域コーディネーターの登場です。

学校・地域コーディネーター = つなぐ人、学校と地域の架け橋

- 学校で求める教育活動のねらいと、地域の特性や地元の人たちの得意なことを上手に結びつけることです。
- 学校を支援するボランティアをまとめ、人数を増やしていくことです。

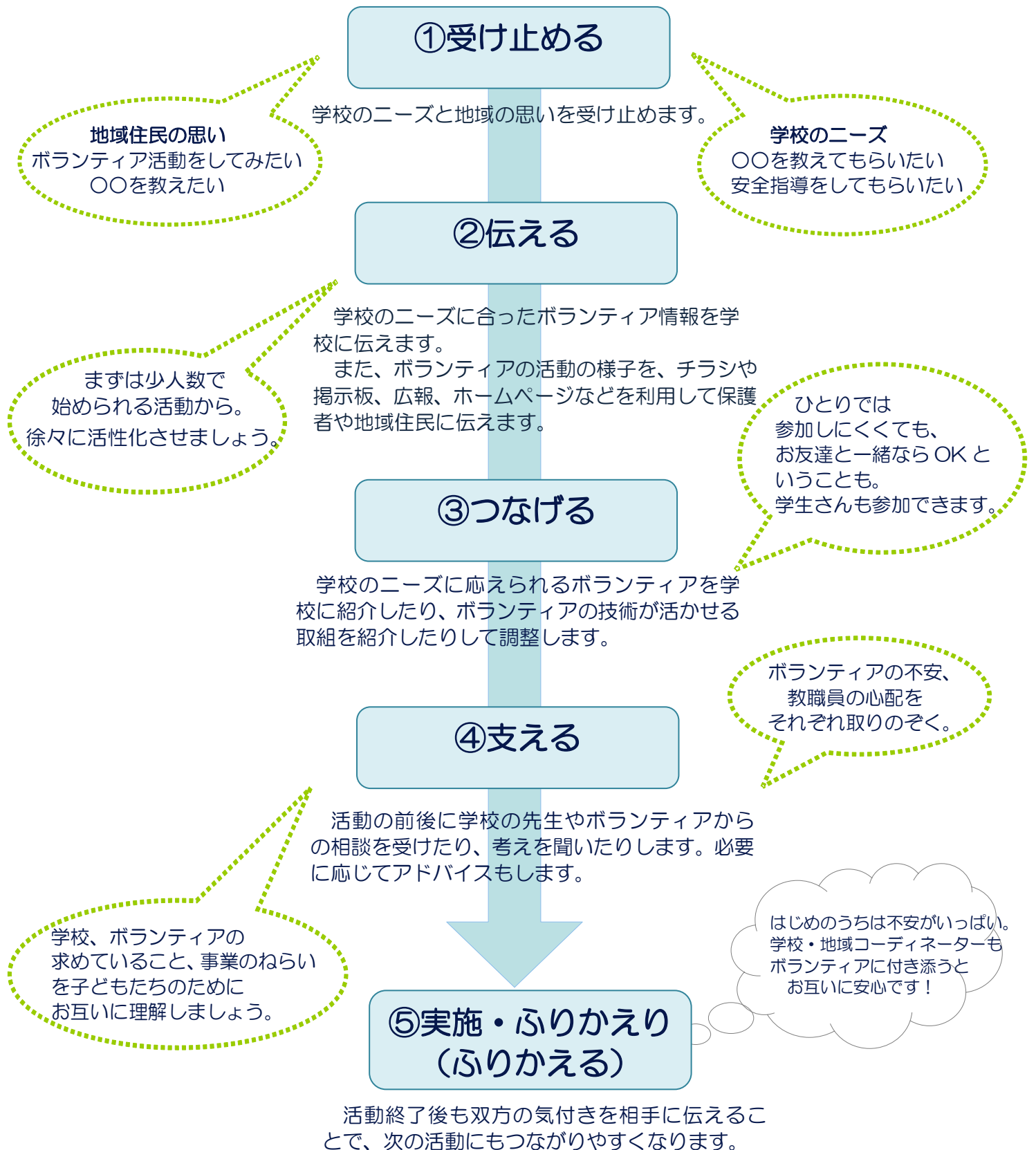
「地域学校協働活動」を推進していきます。

①～④を学校・地域コーディネーターが主に担当します。



3 学校・地域コーディネーター活動の流れ

◆地域学校協働活動のコーディネートの一例



4 地域学校協働活動のいろいろ

地域学校協働活動には、さまざまな活動があります。学校側が希望しているサポート内容を学校・地域コーディネーターが受け止め、その後ボランティアによる支援をしていきます。

授業に関して

- 毛筆や硬筆の学習補助
- 民謡、邦楽器（琴・三味線・尺八など）の紹介
- 裁縫実習補助、調理実習補助
- 算数、英語、水泳学習等の教科学習補助
- 体力テストの補助

安全・安心に関して

- 登下校の見守り
- 校外学習の見守り
- 運動会や文化祭等の見回り
- 地域防災訓練の手伝い

学校環境に関して

- 花壇の整備
- 図書室の整備、読み聞かせ
- 学校ホームページ作成、更新
- 校舎の修理

その他支援活動

- 地域の企業や事業所との連携
- リサイクル活動
- 点字、手話、外国文化の紹介
- 講演会等の企画、運営

<中学校では>

- ダンス、武道等の学習補助
- キャリア教育の推進
職業インタビューの人材紹介
職業体験の事業所の開拓
入試前の面接練習
- 部活動支援

<小・中一貫教育推進ブロックでは>

- 小中合同の音楽イベントの開催
- 地域のお祭り等のイベントへの参加
- 小中合同の地域清掃や防災訓練への参加
- 英語検定や漢字検定の実施

<高等学校では>

- 生徒や地域の方の参加による防災フォーラムの開催
生徒による運営や進行
地域の方と生徒が一緒になったグループワーク

これらの活動は、あくまでも例です。すべてやらなければならない、ということはありません。学校や地域の実態にあった活動を選択して、進めてください。

5 地域学校協働活動が実施されると…

学校では…

学校内外がとても
きれいになりました



<図書室・花壇などの整備>

安心して学校に行け
るようになりました



<登下校安全指導>

生徒・児童の技術力
がアップしました



<ミシ・書道など技術体験>

地域では…

地域の子どもの様子が
よくわかりました
地域の人も元気になりました

体験学習により
地元企業との連携
が深まりました

ボランティアの
皆様にとっては…

ボランティア活動
を通して、仲間が増
えます。

生きがい

知識や経験を生か
し、地域に貢献する
ことができます。

満足感

子どもたちとのふ
れ合いの機会が多
くなります。

元気



6 活動の際の留意点

学校教育は、教育課程に基づいて行われています。

どんなに素晴らしい活動も、教育課程から外れているものは実施できません。新しい活動を提案する場合は、まずは校長先生にご相談ください。

学習ボランティアは、学習のねらいに沿って活動します。

事前に先生と打合せを行い、学習のねらいに沿った学習支援をお願いします。読み聞かせ等の場合は、予定時間を超えないようにしてください。

学校には、時間割や行事予定があります。

学校は、年間の学習計画や行事計画、時間割に基づいて教育活動を進めています。急な予定の変更は難しいので早めの連絡・調整をお願いします。

個人情報の保護は、必須です。

児童生徒だけでなく、保護者や教職員の個人情報も、絶対に漏えいさせてはいけません。ボランティアや講師にも絶対に守らせてください。



7 地域学校協働本部について

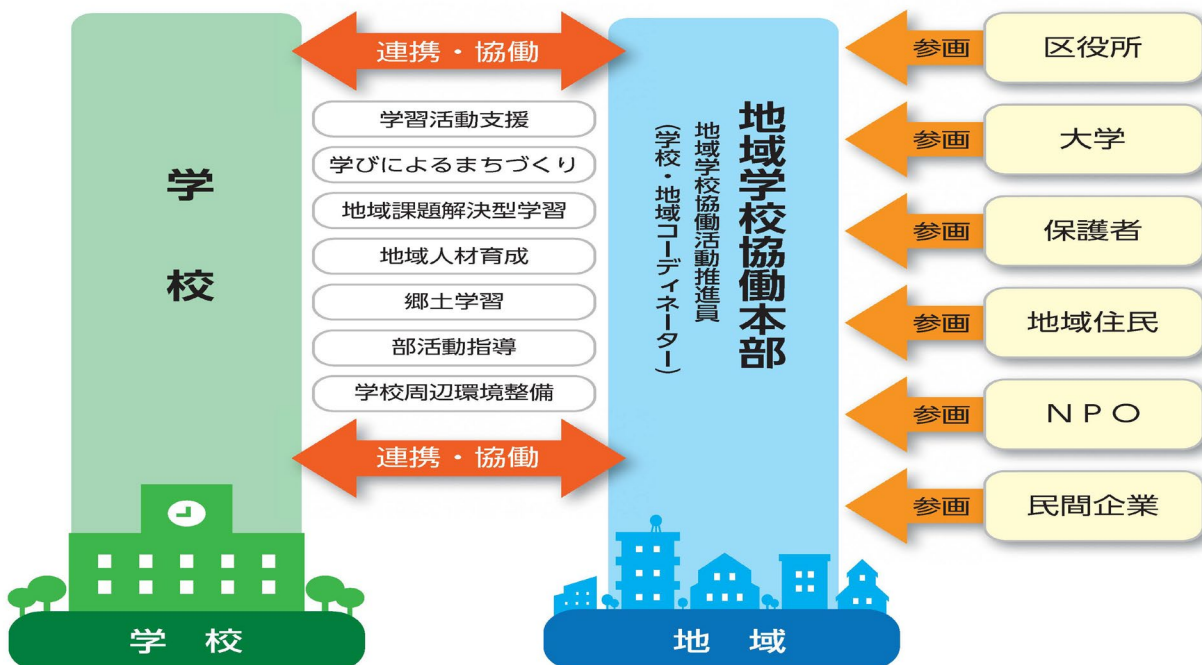
(1) 「地域学校協働本部」とは

◎従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。

「地域学校協働本部」は、学校のニーズに応じてボランティアを集めたり、地域からの要望を調整して学校に伝えたりします。また、地域住民や団体が参画してネットワークを形成することにより、地域を活性化させます。学校・地域コーディネーターが配置された組織は「地域学校協働本部」として活動していきます。

<地域学校協働活動本部の構成員> (例)

学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）、PTA 役員、元 PTA 役員、自治会関係者、民生委員、青少年指導員、放課後児童クラブ担当者、地域企業代表者、NPO 代表 等



「地域学校協働本部」は、それぞれの活動をネットワークでつなぐことにより、より幅広い地域の方々の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な活動を実施できるようにしていきます。

(2)「地域学校協働本部」の3つの要素

- ① コーディネート機能
 - ・より幅広い地域住民や団体等の参画を得て、学校との連絡調整を行い、緩やかなネットワークを形成します。
- ② 多様な活動
 - ・従来の地域住民等に加え、NPO、民間企業などにも学校の教育活動に参画していただき、地域と学校が目標を共有して双方向の活動を進めていきます。
- ③ 継続的な活動
 - ・学校の教職員や地域学校協働本部の構成員がかわっても、継続的に地域住民が参画し、安定して活動を進めていきます。

各学校の「地域学校協働本部」では、この3つの要素を意識し、地域の実態に応じて、活動を推進していきます。

8 地域学校協働活動推進員について

(1)「地域学校協働活動推進員」とは

「社会教育法（H29.3 改正）」及び「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、「地域学校協働活動推進員」について、次のように書かれています。

【社会教育法(H29.3 改正)】

- ・教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

【地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン】

- ・地域と学校をつなぐコーディネーターは、今後、地域学校協働活動推進員として委嘱していただくことが望まれる。

また、その役割については、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」には、次のように書かれています。

<地域学校協働活動推進員の役割>

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

(2) 横浜市における「地域学校協働活動推進員」

横浜市では、すでに学校・地域コーディネーターが「地域学校協働活動推進員」の役割を果たしています。

そこで

横浜市では「学校・地域コーディネーター」の方を「地域学校協働活動推進員」として委嘱します。

- ☆委嘱の方法
- ☆委嘱の条件
- ☆委嘱の期間
- ☆委嘱の人数

- ・ 学校長の推薦⇒教育委員会から委嘱状の送付
- ・ 「学校・地域コーディネーター養成講座」修了者
- ・ その年度に活動予定のある方
- ・ 1年間 毎年更新
- ・ 複数可

学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となって横浜の子どもを育てます

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。この仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と言います。



地域学校協働本部は、既存の地域と学校の連携体制をもとにして、**地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター)**が中心となって緩やかなネットワークを形成し、より多くの幅広い地域の皆さんや団体等の参画によって地域学校協働活動を推進する体制です。



地域学校協働本部と学校運営協議会が、一体となって連携・協働し、子どもたちの成長を支えています。

実際に活動を行った学校での声を紹介します。

- 学校・地域コーディネーターがいるとボランティアの横の結びつきが強くなりました。
(ボランティアが自発的に会合をするようになりました)
- 学校・地域コーディネーターの位置づけに半信半疑だったが、効果が目に見えて驚いています！
- 職場体験の受入れ事業所とのつながりができ、学校と地域の相互関係がよくなりました。

..... 活動の結果、子どもたちや、保護者からこんなメッセージを頂きました

割り算ができなかったけど、ボランティアさんに助けてもらってできるようになったよ！
まるをもらえるととってもうれしい！

多くの方に勉強を見てもらい、子どもが自信をもってきました！

登下校の安全を見守っていただき、子どもたちも保護者も安心です。

朝、元気に「おはようございます」とあいさつできるようになったよ。

今日はどんなお話が聞けるのかな。いろいろなお話が聞けて嬉しい！

花壇の整備をしたら子どもたちが率先して水やりを行うようになりました。



<参考資料>

- 地域学校協働活動推進冊子「地域学校協働活動の推進に向けて」(横浜市教育委員会)
- 地域協力者向け冊子「地域学校協働活動推進員 Q&A」(横浜市教育委員会)

横浜市トップページ >暮らし・総合 >子育て・教育
>教育に関する施策・取組 >地域連携 >学校・地域連携推進

- 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」HP
アドレス <https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

1 個人情報の取り扱いについて

コーディネーターとして活動をする、ボランティアの方の氏名や連絡先などを扱う機会も多くなります。法改正により、平成29年5月30日から小規模団体でも個人情報を取り扱っていれば、営利・非営利を問わず個人情報保護法が適用されるようになりました。個人情報を適切に取り扱い、学校と地域からの信頼に基づいた活動を実施しましょう。

(1) 個人情報の定義

個人に関する情報で、その情報により特定の個人を識別することができるもの。事業者・団体が、個人の氏名、住所等を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例：氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、写真、メールアドレス等)

(2) 個人情報の取り扱いにおいて守るべきこと

- ア 個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること
- イ 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと
- ウ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること

※ここにあげたルールは主なものです。取り扱いや個人情報保護法でわからないこと、相談したいことは 横浜市の個人情報相談窓口 ☎045-671-4321 (平日 8:45~12:00、13:00~17:15) へ問い合わせることができます。

(3) 取得した個人情報の管理について

意図していなくとも、思わぬことがきっかけで、個人情報が漏えいするおそれがあります。対策をとって、情報漏えいを未然に防ぎましょう。

《漏えいのケース》

- ア FAX やメールの誤送信…宛先の誤り、BCC 設定の誤り、添付資料の誤り
- イ SNS での漏えい…Twitter、Facebook、LINE、Instagram 等で活動内容をつぶやく、画像を掲載する、誹謗中傷や不満を載せる
- ウ 裏紙の使用やUSBの紛失

《安全管理措置の例》

- ア 個人情報の取得・利用等の基本的な取り扱いを決めたルールをつくる
- イ 秘密保持のルールを作り、名簿を取り扱う人に研修を行う
- ウ 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする
- エ 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿はカギのかかる引き出し等で保管する
- オ パソコン上の名簿はパスワードを設定する
- カ インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱うときは、ウィルス対策ソフトを入れる
- キ 漏えいや紛失した時に誰に報告するかあらかじめ決めておく

《漏えいした場合の対応》

速やかに学校に報告し、漏えい後の二次的被害等を考え、関係者への謝罪と適切な情報提供を行うことを検討してください。

2 活動経費について

地域全体で学校教育を支援する体制を推進することを目的に、地域住民や保護者等で構成する学校支援組織の運営委員会等に活動経費を支援（事業委託）します。

| 事業名称 | 申請期間 | 申請上限額 | 書類提出先 | 留意事項 |
|---------------------|--|--|--|---------------------------------|
| (1) 地域学校協働活動【継続実施型】 | ① 2月上旬～下旬 ② 4月上旬～下旬 | 13万円 | 各学校教育事務所 (高校は、学校支援・地域連携課へ) | |
| (2) 地域学校協働活動【新規設置型】 | 10月上旬～中旬 | 3万円 | 各学校教育事務所 | 学校・地域コーディネーターを初めて配置する学校のみ申請可能 |
| (3) 放課後学び場事業 | 2月中旬～3月中旬 5月中旬～5月下旬 9月中旬～9月下旬 | 【委託実施型】 目安 14万円 【学校配当型】 目安 13万円 | (小学校) 各学校教育事務所 (中学校) 学校支援・地域連携課 | 対象は小学校及び中学校 |
| (4) よこはま学援隊 | 【一般型】 2月中旬～7月下旬 【特例型】 2月中旬～3月中旬 | 【一般型】 45,000円 【特例型】 9万円 | 各学校教育事務所 | 【一般型】 学校配当 【特例型】 団体に委託 |

[令和5年6月時点]

- (1) 地域学校協働活動【継続実施型】 [事業内容や手続きについて案内した『手引き』を学校専用掲示板「学校便利帳」から学校に通知します]
対象校：学校・地域コーディネーター配置校
令和5年度については1校あたり上限13万円です。複数校で実施する場合は、13万円×構成校数が委託上限額となります。
- (2) 地域学校協働活動【新規設置型】 [当該校には、事業内容や手続きについて案内した『手引き』を配布します]
初めて、「学校・地域コーディネーター」を配置する学校が申請できます。
令和5年度については1校あたり上限3万円です。複数校で実施する場合は、3万円×構成校数が委託上限額となります。
- (3) 放課後学び場事業 [事業内容や手続きについて案内した『手引き』を学校専用掲示板「学校便利帳」から学校に通知します]
小学生及び中学生の学習習慣の確立と基礎学力の向上を目的として、地域学校協働本部等の団体や学校に対し、活動費の支援を行います。平日の授業外の時間のほか、土曜日、日曜日、祝日、長期休業（夏季・冬季）における学習支援活動も対象となります。
【委託実施型】 目安 14万円 運営委員会への委託 報償費・消耗品費・印刷製本費・会議費・借料及び損料

⇒学校・地域コーディネーターが活動している小学校及び中学校

【学校配当型】 目安 13 万円 学校に配当 報償費・消耗品費

⇒学校・地域コーディネーター未配置の小学校及び中学校

(4) よこはま学援隊 [事業内容や手続きについて案内した『手引き』を学校専用掲示板「学校便利帳」から学校に通知します]

児童生徒の登下校見守り活動など地域住民等が行う学校の安全管理に係るボランティア活動について、一転の要件を満たした団体を「よこはま学援隊」として登録したうえで、学援隊が必要とする場合に、次のいずれかの方法により活動費の支援を行います。

【一般型】 45,000 円 学校へ予算配当

⇒学校が防犯器具等必要物品（消耗品）を購入し、団体に貸与する

【特例型】 9 万円 団体への委託

⇒団体が委託料により、必要物品の購入その他会議費などの委託料の執行管理を行う。

3 ボランティアに関する制度について

各学校は、地域住民の方を中心とした様々なボランティア支援を受けています。ボランティア活用を支援する制度を紹介いたします。

(1) 横浜学びボランティアデータベース

横浜学びボランティアデータベースは、市内で活動が出来るボランティア情報をまとめたデータベースです。学校が独自にボランティアを確保できないときに、学校のニーズに合った人材を探すことができます。

(※データベースの閲覧は教職員に限ります。また、各登録者の都合により学校の希望するボランティアを紹介できない場合があります。謝金を支払う場合は各学校にて支払い手段を確保する必要があります。)

(2) 学校教育ボランティア保険

学校の教育活動を支援するボランティアの方々に、安心して活動をしていただくため、教育委員会で一括して保険に加入しています。学校管理下でのボランティア活動中の事故に対して補償します。

(※実際の保険金支払いの可否については、ほかの保険と同様に事故の状況等が審査されたうえでの判断によります。)

(ア) 対象となる事故

① 傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ外来の事故によって、ボランティア活動中の活動者が死亡又は負傷した事故

② 損害賠償事故

ボランティア活動中の活動者が、活動者の過失により、ボランティア活動中の活動者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該活動者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

(イ) 補償内容の概要（令和3年度）

| ア 傷害事故 | | | |
|--------------|------------|--------|------------------|
| 死亡補償 | 傷害 | | 500万円 |
| | 疾病 | | 500万円 |
| 後遺障害補償 | 傷害 | | 500万円（限度額） |
| | 疾病 | | 500万円（限度額） |
| 療養補償 | 入院 （日額） | 傷害・疾病 | 3,500円 |
| | 手術 | 傷害・疾病 | 入院日額×手術の種類に応じた倍率 |
| | 通院 （日額） | 傷害・疾病 | 2,500円（上限90日） |
| イ 賠償責任事故 | | | |
| 身体賠償 | | 1名 | 1億円 |
| | | 1事故 | 5億円 |
| 財物賠償 | | 1事故 | 500万円 |
| 保管物賠償 | | 1事故 | 500万円 |
| ※免責金額（自己負担額） | | 5,000円 | |

※補償対象期間 事故の発生した日から180日が限度

(ウ) 事故発生時の事務の流れ

事故が発生した場合には、事故の日時、場所、状況を明確にしておき、速やかに学校に連絡してください。その後、学校から教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 地域連携係（TEL:671-3278/FAX:681-1414）へご連絡ください。

(エ) その他

- ・新型コロナウイルス感染症は対象となりません。
- ・往復途上での事故に係る賠償に関しては、事故の状況等によっては個人の責任となるケースもあるため、自動車保険・自転車保険への加入を推奨します。

4 用語について

| 【用語】 | 【説明】 | (五十音順) |
|--------------------------|---|--------|
| 学習指導要領 | 全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするための、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。文部科学省が定めている。 | |
| 学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) | 地域・保護者が学校と目標を共有し、学校運営に参画する仕組み。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという。 | |
| 学校教育事務所 | より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を支援する場。教育活動、人材育成、学校事務支援、地域連携推進を行う。4方面（東部・西部・南部・北部）に設置。 | |
| 学校・地域コーディネーター | 地域と学校の架け橋になっていただく方。 | |
| 学校便利帳 | 教育委員会事務局が横浜市立小・中・高等・特別支援学校に送付する通知、調査・依頼、マニュアル等の文書を登録する教職員専用のシステム。 | |
| 学校メール (市メール) | 各学校と教育委員会事務局・各学校事務所等の間を、配送車両（学校メールカー）が巡回し、文書等を配送するシステム。 | |
| 各区の市民活動・生涯学習支援センター | 各区における市民活動センター事業を実施している場で、市民活動の相談・コーディネート、情報提供、活動場所の提供などを行う。 | |
| 継続校 | これまでに学校・地域コーディネーター養成講座の修了者を輩出した、学校・地域コーディネーターがすでに配置されている学校。 | |
| コミュニティハウス | 地域の方が身近な生涯学習や地域活動の場として利用できる、研修室（多目的室）、和室、ミーティングサロン、図書コーナーなど。学校施設活用型と既存施設転換型等の施設がある。 | |
| 児童支援専任教諭 | 小学校において、いじめや不登校、発達障害等の課題に対応するため、児童指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭（「特別支援教育コーディネーター」を兼務）。全小学校に配置。 | |
| 指導主事 | 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局におかれる職のこと。 | |
| 社会福祉協議会 | 住民やボランティア、市民団体の方々など市域の公私福祉関係者とともに地域福祉活動を中心に様々な活動を展開する民間団体。 | |
| 主幹教諭 | 校長・副校長の行う学校経営を補佐する教諭、養護教諭又は栄養教諭のこと。 | |
| 新規校 | 当該年度に初めて学校・地域コーディネーター養成講座の受講者を輩出し、学校・地域コーディネーターを配置予定の学校。 | |
| 生徒指導専任教諭 | 中学校において、暴力行為やいじめ、不登校などの諸課題に対応するため、校内の生徒指導の要となり、教育相談活動の推進や地域・関係機関との連携を図るなど、生徒指導体制を推進する教諭。全中学校に配置。 | |

| | |
|--------------------|--|
| 地域学校協働活動 | 地域の方々、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。 |
| 地域学校協働活動推進員 | 「学校・地域コーディネーター養成講座」修了者の方で、学校長から推薦があり、教育委員会によって委嘱された方。 |
| 地域学校協働本部 | 従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。横浜市では、学校・地域コーディネーターが配置された組織が「地域学校協働本部」として活動している。 |
| 地域交流室 | 空き教室等を利用した、地域人材の活動交流拠点。 |
| 特別支援教育コーディネーター | 各学校の特別支援教育の充実に向け、校内委員会の企画運営や校内支援体制の整備等について中心的な役割を担う教員。 |
| 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 | 開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会。 |
| よこはま学援隊 | 学校の校舎・校門や通学路の安全管理等の活動を行う、保護者や地域住民のボランティア。 |
| 横浜学びボランティアデータベース | 市内で活動が出来るボランティア情報をまとめたデータベース。学校のニーズに合った人材を探すことができる。 |
| 横浜教育ビジョン2030 | よこはまの教育の目指すべき姿を描いたもの（平成30年3月策定）。 横浜市トップページ >暮らし・総合 >子育て・教育 >学校・教育 >教育に関する計画・広報 >教育に関する計画 >横浜教育ビジョン |
| 横浜市教育振興基本計画 | 横浜市の教育施策や取組をまとめた教育の振興のための基本計画。 横浜市トップページ >暮らし・総合 >子育て・教育 >学校・教育 >教育に関する計画・広報 >教育に関する計画 >横浜市教育振興基本計画 > |
| 横浜市社会教育コーナー | 市民の生涯学習活動やそのための研修活動、ボランティア活動などを行ったり、生涯学習や地域活動に関わる情報交流の場として整備された施設。 住所：横浜市磯子区磯子 3-6-1-1 電話&FAX 045-761-4321 |
| 寄り添い型学習支援事業 | 生活保護世帯及び経済的困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ児童生徒に対して行う学習等の支援事業。 |

5 Q&A (よくある質問)

Q 1 学校・地域コーディネーターとして、何から始めればよいか。

A 決まったやり方があるわけではありません。学校の状況に応じて、学校とよく相談しながらすすめてください。現在、自分の所属校でどのようなボランティア活動が行われているか洗い出しをして、現状を把握すると良いでしょう。

Q 2 学校・地域コーディネーターの周知方法が知りたい。

A 学校・地域コーディネーターの存在や、その活動を学校の内外に知らせることは大切です。教職員をはじめ、保護者・地域の方にPRしましょう。具体的には、学校便りへの掲載やコーディネーター便りの発行、保護者説明会・新入生保護者説明会・地域懇談会等での周知や自治会の定例会への出席しているケースなどがあります。学校と相談して、学校や地域の特色を生かしたPRを行ってみましょう。

Q 3 地域学校協働活動事業・放課後学び場事業・よこはま学援隊で、どのようなものが経費にあたるか。また、経費の支出に関して注意すべき点はあるか。

A 事業の契約期間外に購入した消耗品や支出した謝金等は経費の対象外になります。また、次年度使用したいものを当該契約期間で購入しないよう注意してください。その他については、各事業の手引きを参照してください。

Q 4 地域学校協働活動事業で、当初の計画が変更となり、経費申請したと別のものが必要になった。購入してもよいか。

A まず、該当事業の申請書類提出先の所管課にご相談ください。契約の締結に当たって、所管課では、事前に提出された事業計画書や見積書の審査をしています。計画の変更が事業本来の趣旨に則ったものであるか、再審査して判断をします。ご相談なく、予定外の経費執行があった場合、委託費からの支出ができないことがあります。

※「2 活動経費」の事業は、国(文部科学省)の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付を受けて実施します。会計検査院検査の対象となりますので、書類は厳正に作成、保管してください。

書類提出先

| 学校所在区 | 書類提出先 | 住所、電話番号 |
|----------------------|--------------------|--|
| 鶴見, 神奈川, 西, 中, 南 | 東部学校教育事務所 指導主事室 | 〒220-0022 西区花咲町 6-145 横浜花咲ビル 4 階 TEL : 045-411-0608 FAX : 045-411-0613 |
| 保土ヶ谷, 旭, 泉, 瀬谷 | 西部学校教育事務所 指導主事室 | 〒240-0044 保土ヶ谷区仏向町 845-2 特別支援教育総合センター2 階 TEL : 045-336-3743 FAX : 045-336-3765 |
| 港南, 磯子, 金沢, 戸塚, 栄 | 南部学校教育事務所 指導主事室 | 〒233-0002 港南区上大岡西 1-13-8 大樹上大岡ビル 4 階 TEL : 045-843-6408 FAX : 045-843-6358 |
| 港北, 緑, 青葉, 都筑 | 北部学校教育事務所 指導主事室 | 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 40-3 グランクレールセンター南 1 階 TEL : 045-944-5979 FAX : 045-944-5954 |

※高等学校、特別支援学校が地域学校協働活動事業を申請する場合や、中学校が放課後学び場事業を申請する場合は、書類の提出先は学校支援・地域連携課です。

Q5 書類の書き方がよくわからない。

A 事業申請や報告のための書類については、記入例を載せた手引きを用意しています。手引きは、横浜市ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

Q6 新型コロナウイルス感染症が流行していても、活動を行ってもよいか。

A 感染拡大防止を適宜行いながら、活動を実施することが可能です。実施内容や実施方法等、必要に応じて学校と調整してください。

6 参考

○個人情報や名簿の取扱いについて

<横浜市市民局> 個人情報相談Q&A集

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kojin/sodan/hogohouqa.html>

○ボランティア中の事故について

<横浜市教育委員会> 学校教育ボランティア保険パンフレット

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/chiikirenkei/gakkoushien.html>

○地域学校協働活動・地域学校協働本部について

<文部科学省> 学校と地域でつくる学びの未来 HP

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

【お問い合わせ】

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

TEL 045-671-3278 / FAX 045-681-1414

E-Mail: ky-coordinator@city.yokohama.jp